

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 家庭系ごみ減量化のための施策

① 生ごみ処理機普及促進と利用促進

生ごみを家庭内で処理し肥料等に利用することによるごみの減量効果は、生ごみ自体の減量効果に止まらず、それに含まれる水分の他のごみ類に及ぼす影響を削減することによる減量効果が大きく期待できる。従って、生ごみ処理機器を普及促進させ、生ごみを削減することは、ごみの減量に大きく貢献すると考えられる。

これまで、対象町村においては生ごみ処理機器の購入のための補助金を交付し、普及促進に努めてきている。今後も更なる普及促進に努めるとともに、広報誌による使用方法の啓発等、有効利用推進に努め、可燃ごみ量の減量化を目指すものとする。

イ 事業系一般ごみの減量化

排出ごみ量の1/3を事業系ごみが占めており、可燃ごみに関しては4割以上が事業系ごみとなっている。家庭系ごみの一人一日あたり排出量が減少傾向であるのに対し、事業系ごみの一事業所あたり排出量がやや増加傾向である下回る現状を考慮しても、今後は事業系ごみの減量化に重点を置く必要があると考えられる。

今後、産業廃棄物の混入を厳しく取り締まるとともに、事業所への啓発活動を中心とし、事業系一般ごみの減量化を推進するものとする。

① 啓発活動の推進

- ・各事業所へのごみ減量化ポスターの配布
- ・再生紙利用の促進
- ・大量排出事業者への指導

② 小売業者への協力依頼

- ・大型小売り店舗でのプラスチックトレイ、牛乳パックの回収ボックス設置
- ・簡易包装の推進

③ 受入料金の見直しの検討

- ・資源ごみ受入料金を他の料金と格差を設ける等による資源化の推進

ウ 資源ごみ分別の徹底

広報誌・廃棄物減量等推進審議会等を通じた啓発活動により、各種資源ごみの可燃ごみ・不燃ごみへの混入を防止すると共に、収集形態(指定ごみ袋)の検討により住民に対する金銭的メリットを与え分別収集への協力推進を図ることとする。

エ 学校教育等を通じた啓発

学校教育等を通じた啓発活動は、児童・生徒等への直接的な啓発のみならず、その

家族(両親・兄妹等)への間接的な効果も期待できる。

学校授業にとどまらず、廃棄物処理施設への社会見学の実施等により、ごみの減量化の重要性を啓発し、環境意識の高揚を図る。

- ・学校単位での廃品回収の実施
- ・廃棄物処理施設の見学
- ・校外清掃の実施
- ・減量化ポスターコンクールの実施

オ 集団回収の促進

現在集団回収量の集計を行っていない大郷町について、その量の把握に努めるとともに、集団回収助成制度の統一化を検討する。

集団回収量として、現時点で最も原単位(一人あたり回収量)の多い、大衡村の実績値で最大となっている平成19年度実績値(23kg/人)を目標として、全自治体で集団回収の促進に努める。

カ 家庭ごみの有料化の検討

平成22年度の一般廃棄物処理実態調査結果によると、宮城県内において、可燃ごみ処理の有料化を実施している自治体は仙台市と登米市の2市のみとなっている。

本組合においては収集運搬は各町村での対応となっているため、指定ごみ袋の統一化、近隣自治体の動向等を踏まえて、今後有料化の是非について検討を行うこととする。

(2) 処理体制

ごみ処理の体制は現在、収集運搬は各自治体が行っており、富谷町を除き、中間処理及び最終処分を黒川地域行政事務組合が主体となって行っており、今後も現状の体制を維持するものとする。

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

現状、対象町村(大和町・大郷町・大衡村)においては12分別による収集を実施、本組合環境管理センターにおいて中間処理を行っている。

環境管理センター焼却施設の老朽化に対応するため、ごみ処理施設を更新する。

環境管理センター粗大ごみ処理施設及び資源化施設については、機能検査を含む適正な維持管理により、機能の維持に努める。

平成22年度末現在本組合一般廃棄物最終処分場の残容量は62,803m³となっている。これに対して同年度の年間埋立量は2,500m³程度であることから、今後20年間以上の埋立が可能と言うこととなる。従って、最終処分場についても、定期的な機能検査により、機能の維持に努めつつ、長寿命化を図ることとする。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後(大和町・大郷町・大衡村)

今後とも家庭ごみの分別区分に準じ、処理・処分を行う。なお、収集については、事業者責任に基づく処理を基本としていることから、事業者による直接搬入または許可業者への委託を指導しており、今後も継続することとしている。

ウ 今後の処理体制の要点

- ◇現状の処理体制の維持を基本とする。
- ◇現状の処理体制維持のため環境管理センター焼却施設の更新を実施する。
- ◇粗大ごみ処理施設並びに資源化施設及び最終処分場について、機能の維持と長寿命化を図るため定期的な機能検査を含めた機能の維持に努める。

表 4 黒川地域(大和町・大郷町・大衡村)の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成23年度)		目 標 (平成30年度)	
分別区分	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理
可燃ごみ	焼却	環境 管理セ ンター	更新エネルギー回収施設 一般廃棄物最終処分場
	リ サ イ ク ル	選別	
	紙 器 包 装	圧縮	売却(資源化物)
	プ ラ ス チ ッ ク 器 包 装	梱包	焼却 (可燃物残渣)
資 源 ご み			
資源ごみ	白色トレイ	直接資源化(売却)	
	紙パック		
	古紙		
	缶	破砕	売却(資源化物)
不燃ごみ	びん	環境管理センター 粗大ごみ処理施設	焼却 (可燃物残渣)
	粗大ごみ	複 合	埋立 (不燃物残渣)
			838 t
	有害ごみ	委託処理	委託処理

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

現有施設の老朽化に対応するためごみ処理施設を更新する。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収推進施設	ごみ処理施設整備事業	50 t / 24 h	黒川地域行政事務組合管内	H27～H29

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	ごみ処理施設整備事業に係る基本設計等調査事業	基本設計等	H25～H26

(5)その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 不法投棄防止対策

不法投棄防止に向けた施策、環境監視員によるパトロールの強化、立て看板の設置、広報誌による注意・喚起を行い不法投棄の防止を図る。

また、不法投棄の撲滅に向け、関係機関と対策会議を開催し、連携を図る。

イ 災害廃棄物処理対策

大規模災害発生時の廃棄物の処理について検討し、災害廃棄物処理計画を策定する。